

2023年8月10日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの2023年7月7日からの大雨によりにより被災された方々に
心からお見舞い申し上げます。

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

災害救助法適用地域内にお住いの皆さまを対象に家財保険の継続手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、「災害救助法が適用された日」から最大2ヶ月間猶予させていただきます。この措置をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

《災害救助法の適用地域》

下記に掲載してありますのでご確認ください。

～本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております～

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0120-849-431（24時間・自動応答）

山本郡八峰町 (やまもとぐんはっほうちょう) 南秋田郡五城目町 (みなみあきたぐんごじょうめまち) 南秋田郡八郎潟町 (みなみあきたぐんはちろうがたまち) 南秋田郡井川町 (みなみあきたぐんいかわまち) 南秋田郡大潟村 (みなみあきたぐんおおがたむら) 【青森県】 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち) 【石川県】 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)	2023年7月12日	
---	------------	--

以上